

一般社団法人美祢市観光協会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人美祢市観光協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山口県美祢市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、美祢市及びその周辺地域の観光事業の健全なる振興並びに地域の活性化を図り、併せて産業経済の発展と文化の興隆に資すると共に国際観光の振興を促し、もって社会公共の福祉増進と国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の保護開発及び地域活性
- (2) 観光地の紹介と宣伝並びに観光客の誘致
- (3) 観光関連行事の主催・共催及び協賛
- (4) 観光に関する施設の受託及び管理・運営
- (5) 観光関係印刷物の刊行及び配布
- (6) 観光物産の振興、開発、販売
- (7) 観光及び会員相互の社会的地位の向上に関する調査、研究
- (8) 郷土文化の助長、紹介、宣伝
- (9) 国、地方公共団体に対する献策及び協力並びに関係団体との連絡調整
- (10) 旅行業法に基づく旅行業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、その承認を得なければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(4) この法人が解散したとき

(権利の喪失)

第11条 前3条に該当する者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費その他この法人の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第 4 章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任

(4) 役員報酬等の額

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 事業の全部譲渡

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 理事会において総会に付議した事項

(10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総

会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 会長は、前項の規定により請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の目的である事項、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理及び書面等による行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知をされた事項について書面又は電磁的方法による議決権を行使し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、議事録署名人を出席正会員のうちから2名指名する。
- 3 議長及び前項の正会員2名は、第1項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員配置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。又理事のうち2名以内を副会長とすることができる。
- 3 前項の理事以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。
又専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任等)

第23条 役員は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から役員3名以内を選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長の職務を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するほか、事務局長を指揮し、事務局の業務を統括管理する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 26 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(役員 of 法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第 29 条 この法人は、理事及び監事の一般法人法第 111 条第 1 項に規定される賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第 30 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、業界人、学識経験者、その他特に会長が認める者のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問には、第 26 条第 1 項及び第 27 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 一般法人法第 101 条第 2 項により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 37 条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 5 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 専門委員会

(専門委員会)

第 39 条 会長は、この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 委員長並びに委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 前 2 項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(借入金)

第 43 条 この法人は予算に基づき資金の借入れをしようとするときは、500 万円を限度として理事会において議決を得なければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 46 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局その他

(事務局)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成26年3月31日までとする。